

## 太田市空家等対策協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、太田市空家等対策の推進に関する条例（平成27年太田市条例第52号）第7条の規定により設置する太田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、市長のほか、地域住民、市議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他市長が必要と認める者をもって構成するものとする。

### (会長等)

第3条 協議会の会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議を開催しようとするときは、その期日の少なくとも3日前までに、議案、開催日時及び開催場所を委員に通知するものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者、参考人等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (代理出席)

第5条 委員（国、群馬県又は市の職員である者に限る。）は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該委員の所属する行政機関において、その者の職を代理する者を代理者として当該会議に出席させることができる。

2 前項の場合において、会議に出席できない委員は、あらかじめ、会長にその旨を報告しなければならない。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市政策部まちづくり推進課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会

に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。